

宮城県民間非営利活動促進委員会委員公募要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成10年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）の規定に基づく宮城県民間非営利活動促進委員会（以下「委員会」という。）の委員の公募に関し必要な事項を定める。

(募集人数)

第2 募集人数は、条例第16条第3項に規定する委員会の定数15人以内のうち、若干名とする。

(募集期間)

第3 募集期間は、令和7年10月8日（水）から令和7年11月5日（水）までとする。

(応募資格)

第4 募集対象とする者は、次に掲げる基準に該当する者とする。ただし、応募の時点で県の職員及び県の他の審議会等の公募委員となっている者並びにこれまでに本委員に2期（予定を含む）就任したことがある者を除く。

- (1) 県内在住又は在勤・在学者
- (2) 令和7年12月1日時点で満18歳以上の者
- (3) 県内のボランティア団体や市民活動団体、NPOでの社会貢献活動の経験やNPO等の活動に関心を有する者
- (4) 平日に開催される会議（年2回程度開催。1回あたり2時間程度）に出席が可能である者

(応募方法)

第5 委員会の公募委員（以下「公募委員」という。）に応募する者には、下記の応募書類を提出させるものとする。

- (1) 応募用紙（別紙様式）
- (2) 小論文（1,200字～2,000字程度。任意様式）
 - イ 応募した動機
 - ロ 参加している（参加したことがある又は関心のある）団体の活動の現状や課題等を踏まえたNPOに関する考え・思い
 - ハ 宮城県の民間非営利活動促進施策に関する意見、提案等

2 前項に規定する応募書類の提出方法は、県環境生活部共同参画社会推進課への直接持参、郵送、又は電子メールとする。

なお、応募書類の受付については次のとおりとする。

- (1) 直接持参 第3に規定する募集期間内の開庁日の午前9時から午後5時までに持参したもの
- (2) 郵送 第3に規定する募集期間内の消印があるもの
- (3) 電子メール 第3に規定する募集期間内に到達したもの

3 提出された書類は、返却しないものとする。

(公募委員の選考)

第6 公募委員の選考は、別に定める宮城県民間非営利活動促進委員会公募委員選考会の会議により実施する。

2 選考結果は、全ての応募者に対し通知するものとする。

(任期)

第7 任期は、令和7年12月1日から令和9年11月30日までの2年間とする。

(報酬等)

第8 会議に出席の都度、附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号。）で定める報酬（日額）及び旅費を支給するものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月3日から施行する。